

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	
第2回 (R5.10.4)	参考資料1

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	
第1回 (R5.7.24)	資料1

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

開催要綱

1 趣旨・目的

技能実習制度は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）等において、技能実習制度の対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、令和4年11月22日に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が令和5年5月11日にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめるとされている。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

2 検討事項

技能実習「介護」、特定技能「介護」における固有要件について 等

3 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省社会・援護局長が開催し、庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において行う。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。

- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省社会・援護局長と協議の上、これを定めるものとする。

(別紙)

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 構成員名簿 (案)

石田 路子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事 名古屋学芸大学看護学部 客員教授
伊藤 優子	龍谷大学短期大学部 教授
猪熊 律子	読売新聞東京本社 編集委員
今村 文典	公益社団法人日本介護福祉士会 副会長
臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
近藤 篤	民間介護事業推進委員会 代表委員
斉藤 正行	一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長
内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授
中山 辰巳	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護人材対策委員会 外国 人介護人材対策部会 部会長
濱田 和則	全国社会福祉法人経営者協議会 外国人介護人材特別委員長
平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
富家 隆樹	一般社団法人日本慢性期医療協会 常任理事
松田 陽作	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局 次長
光元 兼二	高齢者住まい事業者団体連合会 事務局長
吉井 栄一郎	公益社団法人東京都老人クラブ連合会 常務理事・事務局長

オブザーバー：公益社団法人国際厚生事業団

外国人技能実習機構

一般社団法人シルバーサービス振興会 (介護技能実習評価試験 試験
実施機関)

(敬称略、五十音順)